

第 2 4 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 7 月 1 2 日 開 会

平成 2 8 年 7 月 1 2 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年7月12日(火) 午前9時30分 米沢市農業委員会第24回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	13番 菅野英一郎 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	14番 安部輝雄 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	15番 伊藤精司 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	16番 高橋秀治 委員
5番 二宮啓一 委員	11番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
6番 長谷部秀昭 委員	12番 中村圭介 委員	

欠席通告委員(1名)

18番 石川正義 委員

途中退席通告委員(1名)

12番 中村圭介 委員

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	町田 和利
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄

主 事 渡 部 史 紀

会議に付議した事項

- | | |
|--------|--|
| 報第 1 号 | 非農地証明の報告について |
| 議第 1 号 | 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について |
| 議第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について |
| 議第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議第 5 号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第 6 号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。

まだ時間前ですが、全員出席ということで、これから部会のほうを進めさせていただきます。

大変暑い中、きょうも30度というようなことで、これから肥料振り及び水切りというようなことで、作業が続くわけですが、熱中症対策には十分気をつけていただきながら作業のほうを進めていただきたいと思います。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

ただいまより第24回農地部会を開催いたします。

初めに報告ですが、中村委員はこれから途中退席ということで、都合がつかないということでしたので、報告します。

石川委員も、きょう都合がつかないということで欠席ということでした。

本日の出席委員は18名中17名であり、去る7月7日に通知しました第24回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、17番大野澤進委員、2番大橋久芳委員を指名いたします。

「農業委員憲章」の唱和を5番二宮委員にお願いいたします。

(唱和)

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田農地主査。

戸田農地主査 議案の訂正が1カ所訂正がございます。

7ページの議第4号をお開きください。

受理番号8番につきまして、7月12日付で取り下げとなりましたので、その結果、農地法第5条は3件になります。合計が3件、田0筆 0㎡、畑3筆 259㎡、よって合計も3筆 259㎡となりますので、訂正のほうよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 よろしいですか。

全 委 員 はい。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告いたします。

受理番号14号から19号までの計6件でございます。田6筆 1, 053. 51㎡、畑4筆 1, 291㎡、合計10筆 2, 344. 51㎡でございます。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成7年11月不詳です。申請理由は、建物敷地として20年以上前から使用しているためです。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、現在駐車場に利用しており、冬は雪捨て場に利用しているためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年ごろから耕作しておらず、宅地として利用しているためです。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。転用年月日は昭和55年ごろです。申請理由は、昭和55年ごろから駐車場として使用しているためです。

受理番号18号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和45年ごろです。申請理由は、昭和45年ごろから耕作をしておらず、今は原野になっているためです。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和59年9月14日です。申請理由は、昭和59年9月14日付指令農構第408号で農地法第5条の許可を得、現在は非農地となっているためです。

以上、よろしく願いいたします。

**議 長
全 委 員
議 長**

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通

知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号20号から27号まで、計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田57筆 107,833.48㎡、畑52筆 13,183㎡、合計109筆 121,016.48㎡です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は転用のためです。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は農地中間管理機構へ移行するためです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は経営移譲年金受給のためです。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は経営移譲年金受給のためです。

受理番号24号 貸人 ○○○○(亡) 相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は貸人死亡による相続で所有権移転です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は合筆による地積変更です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は農地中間管理機構へ移行するためです。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借変更のためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条

第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号27号から53号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号27号から53号までの計27件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田179筆 180,145.28㎡、畑125筆 32,929.01㎡、合計304筆 213,074.29㎡です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借(新規就農)です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号31号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための賃貸借です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための貸借です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借(再設定)です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための賃貸借です。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための賃貸借です。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号45号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与（後継者へ）部分による贈与です。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小による使用貸借です。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による使用貸借です。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号51号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号53号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための貸貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、受理番号27号。

7 番 (中根友裕委員 挙手)

議 長 中根委員。

7 番 7番中根です。

受理番号27号、28号をご説明いたします。

この案件は、古畑委員の案件でございまして、農事相談の折に報告がありまして、27号、28号とも親子間の経営移譲年金受給のため使用貸借再設定ということで、問題ないとのこと。よろしくお願ひします。

議 長 では、29号、お願ひします。

2 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 大橋委員。

2 番 私のほうから、29号と33号、34号、38号、39号、41号、42号、53号の説明をさせていただきます。

最初に、29号は新規就農で、前回の部会の際にご紹介しました方の案件でございまして。これは佐藤利夫委員の案件でございまして、農事相談の折に確認したところ、使用貸借で新しく農業をやっていくということでしたので、特に問題ないということでした。

33号、34号は○○○○さんの案件でございまして、△△△△さんと○○○○さん、この人は息子さんですが、経営移譲年金受給のための貸貸借設

定と再設定になります。これも佐藤利夫委員の案件でございます。

38号、39号です。38号は佐藤利夫委員の案件で、39号は私の案件でございます。昨年、契約を結びましたが、今回解約いたしまして、年金受給のための賃貸借の設定になります。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

41号、42号についてご説明申し上げます。これも佐藤利夫委員の案件でございますが、〇〇〇〇さんは△△△△さんの娘さんの旦那さんになります。あと、〇〇〇〇さんは親子間でございます。年金受給のための使用貸借と賃貸借になります。これも特に問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

最後に53号ですが、これも佐藤利夫委員の案件でございます。〇〇〇〇さんと六郷町の△△△△さんと年金受給のための賃貸借の設定になります。これも特に問題ないということですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

では、30号をお願いします。

(高橋秀治委員 挙手)

高橋委員。

16番高橋です。

30号、5ページの49号、50号について説明します。

まず最初に30号です。〇〇〇〇さんにお話を聞いてきました。〇〇さんはサクランボを栽培しておりまして、△△さんの土地が隣接しておりまして、こちらの土地を利用して高所作業車の管理道路に使いたいということでした。

続きまして、49号になります。49号、50号の貸人の〇〇〇〇さん、息子さんの〇〇さんが農業をやめまして、〇〇地区内の△△△△さん、〇〇〇〇さんに貸すということでした。49号の現在は水稲が作付されておりまして、50号につきましてはこれから寒中キャベツを定植したいということでしたので、よろしくお願いいたします。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

31号をお願いします。

(伊藤精司委員 挙手)

伊藤委員。

15番伊藤です。

31号について説明いたします。

〇〇〇〇さんにお聞きしたところ、自分の畑が少ないので、連作障害等があつてなかなか野菜も上手につくれないというようなことでありますので、近場の△△さんの畑を譲ってもらうということで、場所は県道〇〇〇〇線の

〇〇〇〇から西のほうに入って、〇〇〇〇の脇あたり、△△△△の先の〇〇〇〇を越えたところの畑です。問題ないと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
4 番
議 長
4 番

では、32号。
(高橋祐弘委員 挙手)

高橋祐弘委員。

4番高橋です。

私から、32号、37号、47号の3件を報告します。

32号、37号につきましては、手塚隆委員の調査区域になっております。手塚委員のお話によりますと、32号は親子間、年金受給のための再設定ということで、問題はないと思われま。

37号につきましては、貸人の〇〇さんが離農するためということで、隣接の△△さんに賃貸借ということで、問題がないと思われま。

47号につきましては、私の案件でございます。7月6日に〇〇さん宅をお訪ねして、いろいろお話を聞いてきまして、〇〇〇〇さんが高齢になったので、息子に経営を譲るとということで、親子間の使用貸借ということで問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長
10 番
議 長
10 番

35号をお願ひいたします。
(佐久間英之委員 挙手)

佐久間委員。

10番佐久間です。

35号、43号、51号について報告申し上げます。

35号につきましては、昨日〇〇〇〇さんにお会いして、お話を伺ってまいりました。今までも△△さんの田んぼの一部を〇〇さんがお借りして耕作をしておりまして、そのほかにもというようにことで、相手方の要望ということで問題ありません。

43号についてですけれども、〇〇〇〇さん、△△△△さん、親子間の使用貸借の再設定でもありますので、問題ないと思われま。

51号につきましても、〇〇〇〇さん、△△さんの親子間での再設定でありますので、問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長
11 番
議 長
11 番

では、36号をお願ひします。
(上村貞義委員 挙手)

上村委員。

11番上村です。

36号の〇〇〇〇さんと、△△△△さんは、親子であります。経営移譲年金受給のための使用貸借ということで、特に問題ありません。

あと、45号は調査されたのは寒河江委員です。寒河江委員の調査によりますと、生前贈与ということで、同一世帯内でもありますので、問題ないということでした。

以上、報告を終わります。

議 長 では、40号をお願いします。

9 番 (鈴木孝一委員 挙手)

議 長 鈴木委員。

9 番 昨日の農事相談の際、遠藤伊一委員の調査報告によりますと、親子関係であり、経営移譲年金のための使用貸借で、何ら問題ないという報告でございました。終わります。

議 長 では、44号。

3 番 (佐藤健一委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

3 番 44号をご説明申し上げます。

この案件については、石川正義委員の担当でありますけれども、おととい、石川委員と電話でお話をしました。〇〇〇〇さんと△△さんは親子でありまして、農業者年金の受給のための再設定ということでもありますので、特に問題ないということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 では、46号。

5 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 二宮委員。

5 番 46号、48号についてご説明いたします。

46号、〇〇〇〇さんと△△△△さんで、△△さんはお孫さんであります。経営移譲年金受給のための使用貸借ということで、何ら問題はございません。

48号については、〇〇〇〇さんは婿様でいらっしゃいます。相手方の要望による貸借でございます。特に問題はございません。

以上です。

議 長 では、52号をお願いします。

6 番 (長谷部英昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 6番長谷部です。

52番について説明をいたします。

〇〇さんは親子関係になります。経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定ということになります。特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、受理番号27号から53号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号27号から53号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号27号から53号までについて、許可することに決定いたしました。

 次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による自己所有農地の転用申請について。受理番号3号のみの計1件でございます。田2筆 416㎡、合計も同様でございます。

 受理番号3号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第1種農地で、集落接続地域です。

 以上、よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

 それでは、受理番号3号を上程いたします。

4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 高橋委員。

4 番 4番高橋です。

 受理番号3号についてご説明申し上げます。

 ○○○○、△△△△さん、手塚委員の担当の区でございます。手塚委員のお話によりますと、地図をごらんになってください、△△さんの住宅がございまして、住宅が狭くなったということで、ちょうど後ろ、北側になりますが、田んぼではございますが20年ほど前から畑として利用しているということでもあります。周辺の農地等にも影響がないと考えられ、問題はないと思われまます。事前着工等もございませんでした。以上報告でした。よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの受理番号3号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号3号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号3号について許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を
議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第
5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、
受理番号9号から11号までの計3件でございます。畑のみ3筆 259㎡、
よって合計も同一でございます。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。転用事由は庭及び雪置き場の造成のためです。
こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。転用事由は庭及び雪置き場の造成のためで
す。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。転用事由は庭及び雪置き場の造成のためで
す。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
それでは、受理番号9号から11号を上程いたします。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 高橋信夫委員。

8 番 8番高橋です。

9号、10号、11号についてご説明申し上げます。

地図をごらんいただきたいと思いますが、場所は○○○○地内です。譲渡
人は3件とも同じ△△△△さんの畑です。この1筆の畑を3筆に分割して、
それぞれ譲渡いたします。9号は○○○○さん、10号は△△△△さん、1
1号は○○○○さん、全て転用理由は庭の拡張及び冬期の雪捨て場を確保す
るということです。7月1日、現地を確認してまいりました。また、代理人
の行政書士の△△さんにお話を伺ってきました。問題ないと思われま
す。よろしくお願います。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号9号から11号についてについて許可することに異議
ありませんか。

全委員 異議なし。
議長 異議がないので、受理番号9号から11号について許可することに決定いたしました。
次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
それでは、受理番号1号から8号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)
議長 渡部主事。
渡部主事 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。
本議案につきましては、受理番号1号から8号までの計8件でございます。内訳は、〇〇〇〇との使用貸借権の設定1件、相対による新規の賃貸借権設定2件、再設定5件でございます。この筆数、地積につきましては、田のみ29筆 41, 833㎡、よって合計も同一でございます。
受理番号1号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は〇〇〇〇との新規の使用貸借権設定です。
受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。
受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。
受理番号4号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
受理番号5号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
受理番号6号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
受理番号7号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
受理番号8号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地等の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。
全委員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から8号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から8号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

本件は、先の集積計画によるものでございます。受理番号1号のみの1件で、この筆数、地積につきましては、田のみ6筆 7, 982㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 無いようですので、これで、第24回農地部会を閉会いたします。

閉 会 午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年7月12日（火）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
